

♪♪♪ いい歌、いい町、いい自然 ♪♪♪

No. 482

2003. MAR

広報

あかいけ

3

子どもたちの未来のために
まえるじゅ...

特集 合併

なぜ、いま、合併なのか

市町村を取り巻く環境は急速に変化しています。全国で「市町村合併」は将来を見据えた21世紀最大の町づくりの選択…

合併」をめぐる動きが活発化し、私たちが暮らす赤池町にも深く影響をおよぼしています。今回は、地域のあり方や私たちの生活に関わる最重要課題「市町村合併」について考えます。

地方分権で高度な行政サービスが求められています

国が市町村の仕事に指示する時代は終わり、市町村がみずから考え、責任をもって個性豊かなまちづくりを進める時代になりました。地方分権法の施行により、

市町村の権限や事務の範囲が広がり、それに対応できる行政体制が必要になっていきます。そして、さらに質の高い住民サービスが求められています。

少子化・高齢化が急速に進んでいます

今後、税金などを負担する住民が減り、保健・医療・福祉などのサービスの受け手が増えていきます。専門分野のサービスを維持・向上させるためには、人材および組織の確保・育成や

財政力の強化など、さまざまな課題をクリアしなければなりません。赤池町でも5年後には4人に1人が65歳以上の高齢者に。その後、さらにこの割合は増えていく見込みです。

交通やIT（情報通信技術）の発達により、日常生活の行動範囲は市町村の枠を越えて広がっています。また、申請・届出などの窓口業務もインターネットで処

理できる時代が到来しようとしています。生活基盤の整備や公共施設の広域的利用など、広い視野での効率的なまちづくりが求められています。

くらしの範囲が市町村を越えて広がっています

赤池町の財政は国からの交付税に頼っています。町の予算のおよそ8割が国や県に頼ったもの（依存財源）です。なかでも国からの地方交付税は全体予算のおよそ半分を占めます。

赤池町の財政は国からの交付税に頼っています。町の予算のおよそ8割が国や県に頼ったもの（依存財源）です。なかでも国からの地方交付税は全体予算のおよそ半分を占めます。

国も地方も財政事情が厳しくなっています

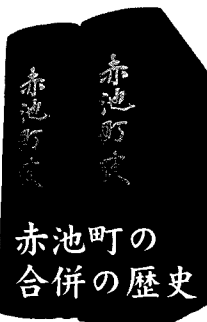
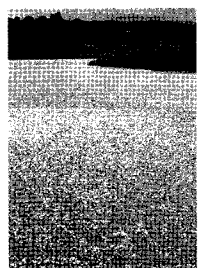
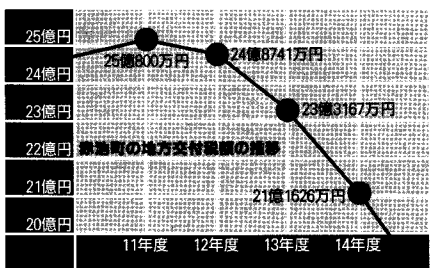
赤池町の財政は国からの交付税に頼っています。町の予算のおよそ8割が国や県に頼ったもの（依存財源）です。なかでも国からの地方交付税は全体予算のおよそ半分を占めます。

赤池町の財政は国からの交付税に頼っています。町の予算のおよそ8割が国や県に頼ったもの（依存財源）です。なかでも国からの地方交付税は全体予算のおよそ半分を占めます。

1つの市町村では対応できない課題が増えています

環境対策、高度情報化、高度な福祉サービスなど、多様な課題に対して、小さな町村では対応することが難しくなっています。

住民のみなさんが、安心と期待、ゆとりをもって生活できるようにするためには、財政基盤や人材の充実が必要になります。



時はさかのぼること江戸時代、藩政の時代には上野大庄屋のもと、上野村・鋤木田村・弁城村・伊方村・畑村・市津村・草場村・能方村・赤池村・神崎村・南木村の十一村が治められていました。

明治時代に入ると、大庄屋が廃止され戸長が置かれました。明治四年に上野・鋤木田・市津・草場・能方・赤池・神崎・南木の戸長役場に分かれたのです。

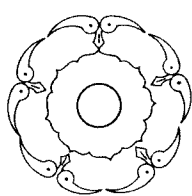
明治十七年に区町村会法が改正されました。上野・鋤木田・市津・草場・赤池を併せた連合戸長役場が上野に置かれます。

明治二十年、上野村・鋤木田村の二村が合併し大きな方の村の名をとって「上野村」に。市津村・草場村の二村が合併し、一文字ずつとって「市場村」が誕生します。

明治二十二年の市制町村制の施行により、上野村・市場村・赤池村の三村が合併し、最も大きな村の名をとって「上野村」になりました。

その後、炭鉱で大きく発展し、人口も一人を突破。昭和十四年に「赤池町」として町制を施行し、今に至っています。

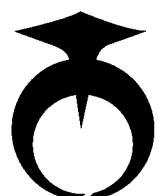
●町章の移り変わり●



上野村「村章」昭和3年11月制定「三種の神器」



赤池町「町章」昭和26年11月制定「鳳凰」



赤池町「町章」昭和48年9月制定、赤池の「あ」

昭和十四年、町制施行の上野村議会議案。赤池町(上野村)も過去に合併を経験している。当時の池田勝三郎村長が初代赤池町長に就いた。

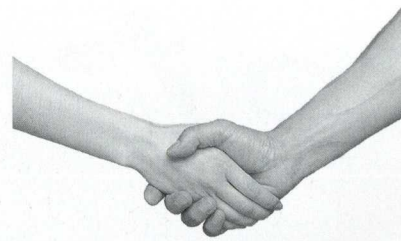
町制施行並ニ名稱変更ノ件

本村ヲ町トシテ其名稱ヲ赤池町ト変更スルモノトス

昭和十四年七月十二日提出

出席議員シイシシ名

上野村長 池田勝三郎



合併協議会

合併して財政上の特例措置を受けるためには「合併協議会」の設置が必要になります。一般的には「法定の合併協議会」と言われていますが、構成市町村議会の議決を経て設置され、合併後の市町村建設計画を作成します。

報道などでよくみられる「任意の合併協議会」では、合併の方向性や合併後のまちづくりの姿が検討されます。そこで議論を重ねた後、法定合併協議会へ移行する事例が多いようです。

住民発議

市町村合併は、行政主導だけではなく住民の立場からも合併を進められるよう合併協議会設置を求める住民発議制度があります。

有権者の1/50以上の署名(赤池町の場合161人以上。平成14年12月2日現在の有権者数は8045人)を町長に提出すれば、町長は合併を希望している首長とお互いの議会へ提案(付議)するかを協議することになります。

お互いの議会に付議しない場合は、手続きが終了します。しかし、議会に付議された場合、議会で否決されても有権者の1/6以上の署名で住民投票が実施されることになります。

住民投票の結果、過半数の賛成があれば議決とみなされ、法定の合併協議会が設置される仕組みです。



不安

■役場が遠くなって今より不便になるのでは？

最近の合併の事例からも、合併する前の役場は、合併後もそのまま支所や出張所として残ることが多いようです。IT(情報通信技術)の活用などで、窓口サービスを利用することが可能です。

■合併すると周辺地域はさびれてしまうのでは？

合併する時に作成する「市町村建設計画」で、周辺地域も考えたまちづくりをしっかりと位置づける必要があります。合併後もその計画がバランスよく進められているかチェックする仕組みも必要です。

国から補助される新しいまちづくりに必要な経費を活用することができます。

■地域への愛着が薄れるのでは？

町の名前が消えて、地域の個性が無くなる心配がありますが、過去や最近の事例からみても、町村名は合併後も地域名で残ることが多いようです。

合併で地域の文化や伝統が突然なくなることはありません。合併する時に作成する「市町村建設計画」で地域の個性を引き出すような計画づくりが可能です。

■議員が減って地域の声が届かなくなるのでは？

情報公開や住民参画など住民の意向を行政に届ける仕組みが必要です。

合併後の住民の意見を反映できるように、合併前の市町村単位で「地域審議会」をつくることができます。

■人口が少なく財政力も弱い町どうしが合併してもメリットがないのでは？

過疎や高齢化が進んでいる市町村こそ、合併による効率的なまちづくりが求められます。

合併による新たな可能性を引き出し、国からの財政支援を活用することで、魅力あるまちづくりを行うことができます。

■住民負担は増えサービスが低下するのでは？

現在の市町村の状況では、サービスを維持するために住民負担が増えていく可能性が高くなっています。

最近の合併の事例では、サービスは高い水準に、負担は低い水準に調整されることが多いようです。

合併による効率的な行政運営によって、コストは低く、質の高い行政サービスを提供することができます。

期待

■より効率的に

首長・議員・職員などの数を少なくすることができ、人件費が削減できます。

隣接する町どうしで同じような施設を建設するというようなムダがなくなります。

財政規模が大きくなるので、長期的な計画のまちづくりが可能になります。



■より便利に

住民票の発行などの窓口サービスが、通勤先や買い物先の近くなどの支所や出張所で利用できます。

これまで使用できなかった他市町村のスポーツ・文化施設が利用できます。



■より高度に

自治体の規模が小さいほど1人の職員の業務は幅広くなっています。合併して規模が大きくなれば、一人ひとりの職員が業務を専門的に処理できます。

福祉・保健・土木などの専門職員を配置したり、情報化や国際化の専門部課を配置することで、より高度で多様なサービスが可能になります。



■より広く

広域的な視野に立った道路や公共施設の整備、土地の利用、観光の振興、環境問題対策など、まちづくりを広い範囲で効果的に行えるようになります。



合併……期待と不安

合併すれば町はどう変わるのでしょうか。わたしたちの暮らしにどのような影響があるのでしょうか。赤池町の合併は「是」か「非」か。
合併するかどうかと合併すればよいのか。町はどの路を選ぶべきなのでしょう。あなたは合併についてどう考えていますか？

合併しなかったら

多くのおなさんは「赤池町は今のままで充分」と感じているかもしれませんが、しかし、流動的ではありますが、時代の流れとともに、町は危機的な状況へ追い込まれつつあります。
赤池町の自治権が危ない…
最低22カ月以上要するという合併の作業、合併の是非の判断は、まさに今が正念場です。
心に留めておいてください、特例法の期限は平成17年3月31日。



平

成17年3月末までに合併しなかった場合、どうなるのでしょうか。

この内容はあくまで流動的ですが、総理の諮問機関である地方制度調査会や自民党の調査会等での検討状況から、今後の動きをうかがうことができます。

政府が掲げた合併後の市町村数は1千市町村。現在およそ3千3百ある市町村を3分の1に減らす意向です。

平成17年3月末までに合併しなかった場合、合併特例法の財政措置や議員、一般職員の身分保障はなくなり、さらに強引に合併を押し進める動きがみられます。

21世紀の自治体のあり方を検討している地方制度調査会副会長の私案（西尾私案）では、次のように2つのパターンが示されています。

1. 事務分配特例方式

一定人口以下の自治体は法律上義務づけられた通常事務の一部、すなわち窓口サービスだけ処理することになります。そのほかの事務は県、または近隣などの基礎的自治体か広域連合によって行われます。

組織は簡素化され、助役、収入役、教育委員会、農業委員会は置かない。議会（町村総会）議員は無報酬とする。などが検討されます。

2. 内部団体移行方式

一定人口以下の自治体は近隣などの基礎的自治体に編入され、内部団体となります。組織は大幅に簡素化され、財源は住民負担で運営することになります。

これらは、あくまでも地方制度調査会副会長の私案ですが、閣議では「地方制度調査会の審議を踏まえて検討する」と決定されています。

また、自民党の地方行政調査会や総務省の私的研究会でもほぼ同じような内容で市町村のあり方が検討されています。私たちは、このような国の動きがあることを把握し、認識しておく必要があるのではないのでしょうか。

「町村自治の確立に関する意見書」可決

赤池町議会臨時議会が1月30日に開催されました。議案は1件、西尾私案に反対する内容の「町村自治の確立に関する意見書」です。

可決された意見書は内閣総理大臣ほかに提出要請されます。

合併するにしろ、しないにしろ、従来と比べ遅かれ早かれ町の予算は確実に減少します。名実ともに自治体の自立時代が到来するのです。

町の行政サービスは全般的に厳選かつ縮小することを余儀なくされるでしょう。あらゆる税金や公共料金など住民負担の増加も懸念されます。

これまでの合併の事例では、準備期間を経て合併に至るまでに約3年、総務省の作成したマニュアルでは最低でも22カ月はかかると言われています。

合併特例法の有効期限は平成17年3月31日（平成16年度末）。これから逆算すると、合併するか否かの決断は「待たなし」の状況です。

このような背景を受け止めながら、今後わたしたちの町がどのように進むべきか、わたしたち一人ひとりが真剣に考えなければならぬ時期がまさに「今」なのです。

合併の主な特例制度

市町村の合併の特例に関する法律「合併特例法」は、平成17年3月31日までに行われた市町村合併にだけ適用されます。特例制度の主なものは次のとおりです。

合併準備のための財政措置があります

合併任意協議会の設置や運営のための経費、合併前に必要になる経費が、国や県から措置されます。

10年間交付税が全額保障されます

合併する市町村すべての交付税額が10年間保障されます。その後は、段階的に5年間かけて本来の交付税金額になります。

合併に必要な経費が措置されます

合併するそれぞれの市町村のサービスや負担の格差を調整する経費や合併で必要になる事業経費が措置されます。

合併特例債で有利な借金ができます

合併後10年間は「市町村建設計画」の事業費のうち95%のお金を国から借りることができることができます。そのうち70%は交付税で国が負担します。また、基金で積み立てることもできます。

対象の全体事業費

95%を借りることができる（合併特例債）

借金の70%を国が交付税で負担 自治体の支払い

地方税の特例があります

合併した市町村は、合併した年度、および、これに続く5年間は課税の格差を調整するため、不均一な課税をすることができません。

市になる要件がちがいます

通常は5万人以上が市になる要件ですが、平成16年3月末までの合併については3万人以上で市になることができます。平成17年3月末までは4万人以上で市になることができます。

議員が引き続き在任できます

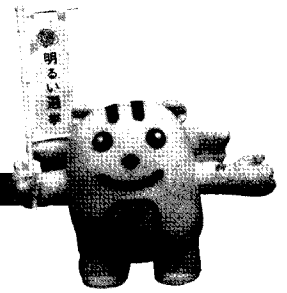
合併市町村の協議により、一定の期間は議員の定数を増やしたり、合併前の市町村の議員が引き続き在任することが認められています。

10年間保障される交付税の増加額



5年間で段階的に削減

合併後本来の普通交付税額



統一地方選挙の投票日

知事・県議選挙 4/13日

投票しよう！政治への参加は、まず一票から...

町議会議員選挙 4/27日

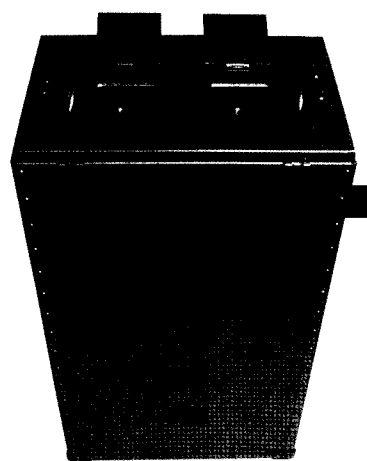
福岡県知事・県議会議員と赤池町議会議員の任期満了に伴う選挙が行われます。投票日は県知事・県議会議員が4月13日(日)、町議会議員が4月27日(日)。未来をたくす大切なあなたの一票です。棄権の無いよう投票しましょう。

今回の選挙で投票できる人

県知事・県議会議員選挙
昭和58年4月14日までに生まれた人で、平成15年1月3日以前から引き続き赤池町の住民基本台帳に登録されている人です。
県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市区町村に1回だけ住所を移し、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合でも投票することができます。
この場合「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受ける必要があります。

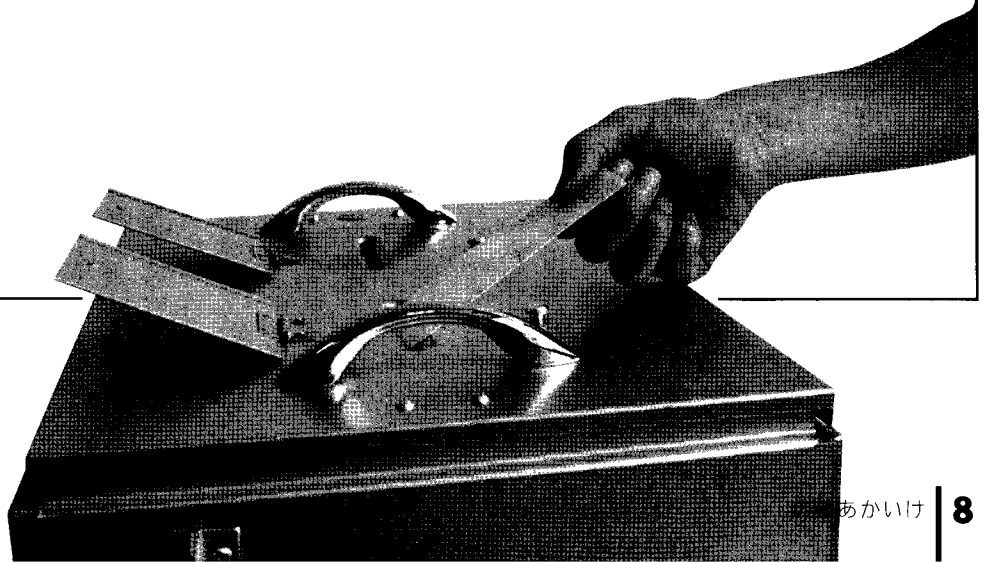
投票日に投票できない人は不在者投票ができます

仕事や旅行、入院などで投票日に投票できない人は不在者投票ができます。また、病院や老人ホームなど指定した施設でも投票することができます。
不在者投票の期間
●県知事選挙 3月27日(木)～4月12日(土)
●県議会議員選挙 4月4日(金)～4月12日(土)
●町議会議員選挙 4月22日(火)～4月26日(土)
不在者投票の場所と時間
赤池町選挙管理委員会を設置している役場1階会議室で午前8時30分～午後8時まで、土曜日、日曜日投票できます。
問い合わせ先
赤池町選挙管理委員会
TEL (28) 2004・内線221



選挙のおもな日程

- 県知事選挙
●告示日 3月27日(木)
●投票日 4月13日(日)
県議会議員選挙
●告示日 4月4日(金)
●投票日 4月13日(日)
町議会議員選挙
●立候補予定者説明会
日時: 4月2日(水) 午後2時～
会場: 町民会館2階研修室
※会場の都合により1候補者あたり出席者3人以内でお願いします。
※当日テキストをお渡ししますので、代金1800円をご持参ください。
●立候補届の事前審査
日時: 4月16日(水) 午前9時～午後5時
会場: 役場2階会議室
●告示日 4月22日(火)
●立候補届受付
4月22日(火) 午前8時30分～午後5時
●投票日 4月27日(日)



「わたしの主張」田川地区大会が2月1日に糸田町文化会館で行われました。田川市郡1市8町1村から小中学生の代表者11人がそれぞれの思いを発表しました。審査の結果、田中さんが「福岡県少年の主張大会」に田川地区代表として推薦されることが決定しました。この内容をお知らせします。

「言葉の力、言葉の使い方」

赤池中2年 田中瑠璃さん

これは私が苦手な体育の授業で失敗した時に、周りにいる友達がかけてくれる言葉です。私はこの言葉で自信をなくした気持ちが軽くなり、やる気が出ます。日常生活の中で、言葉のもつ力を感じる瞬間です。だから、私たちはお互いに、体育が楽しくできるように、掛け声を大切にしています。

私は小学生のころに、入院した経験があります。病院にはいろいろな患者さんがいて、その中には私より年下のすくなく小さな子どももいました。不安がるそんな患者さんたちへ、優しい口調で、「大丈夫ですよ」と、看護師さんや先生に声をかけられると、患者さんの不安な気持ちが、すうっと消えていくのがわかりました。私は入院している間、看護師さん達の大変さがよくわかりました。きつい顔一つせずに、明るく優しい言葉をかけている看護師さんたちの姿に、とても感動しました。その時、私は将来、医療関係の仕事

をしたと思います。
このように、言葉には人を楽しくさせたり、喜ばせたり、安心させたりと、人へのいい気持ちにさせる事ができる力があるのです。

友達と言葉について話をした時に、言われてうれい言葉は何かという、私の質問に、友達は口をそろえて「ありがと」「たとえ、反対に言われて嫌な言葉を聞いてみると「バカ」「チビ」「死ぬ」と、たくさん出てきました。それは、人から冗談で言われた言葉であっても、本人にとっても気にしている場合があるので、仲のいい間柄でも胸が苦しくなる事があります。冗談で言っているのわかっていても、なんとなく嫌な気持ちになります。しかし、私も友達に同じような気持ちにさせてはいないだろうか、時々心配になります。だから、これからは、仲のいい友達や家族など大切な人にはなるべく優しい言葉で接するように気をつけようと思いました。

言葉には人を苦しめたり、悲しい思いをさせることができる力があります。できれば、人を傷つけるような言葉は使いたくありませんが、そのようなつもりがなくとも知らない間に傷つけることがあるかもしれません。私たちは言葉というものを簡単に使っていますが、もっと大切にしなければならぬものだと思えます。なぜなら、言葉は人の感情をもかえることができる力を持っているからです。

言葉もですが言葉遣いにも気をつけたいものです。自分より年上の人達には敬語を使って話すことができているでしょうか。私は学校で先生など年上の人達には敬語で話すように気をつけています。だから、あまり親しくもない年下の子に同じ年の子に話すときのよう態度をとられるとすく嫌な感じがします。そのように考えているからでしょうか。私は先生や両親に言葉遣いを注意されたとき素直に悪いなと思うことができます。それに、大人になって社会に出たとききちんとした言葉遣いができないと、すく困ると思うから敬語は今からしっかりと使っていきたいと思えます。

言葉や言葉遣いは人とうまくかわかっていくために、また、自分のためにこれからは気をつけて使っていきたいと思えます。そして、みんなが周りの人を幸せにするような言葉を使えば、誰もが明るく楽しく過ごせる世の中になると私は思っています。
「ご清聴ありがとうございます」

力強く発表する田中瑠璃さん。「ドンマイ!」「がんばれ!」の出だして客席が田中さんに注目しました。これでつかみはOK。審査員の評価も抜群でした。

